

下呂市監査告示第8号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和7年12月25日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和7年度

定期監査結果報告書

(11月実施分)

下呂市監査委員

第1 下呂市監査基準への準拠

当該監査は、下呂市監査基準（令和2年下呂市監査委員告示第4号）に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

第3 監査の対象

令和7年4月から令和7年10月まで（一部令和6年度含む。）の各部課等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施した。

地域振興部	地域振興課・萩原振興事務所・小坂振興事務所・下呂振興事務所 金山振興事務所・馬瀬振興事務所
福祉部	高齢福祉課・地域包括支援センター・社会福祉課・こども家庭課 わかばこども園
教育委員会事務局	教育総務課・文化財課・学校教育課・学校給食センター 小坂中学校・下呂中学校・竹原小学校・金山小学校・馬瀬小学校

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第5 監査の主な実施手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続きを実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所：星雲会館、下呂市民会館、金山振興事務所、馬瀬振興事務所、小坂振興事務所、小坂中学校、下呂中学校、竹原小学校、金山小学校、馬瀬小学校、わかばこども園
- (2) 日程：令和7年11月4日から令和7年11月14日まで

第7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査したところ、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、その都度、改善や検討を求めた軽易な事項及び改善中や具体的に改善計画のある事項については記述を省略するが、次の事項については改善または検討されたい。

1 指摘事項

(1) 小中学校における薬品の保管・管理について

薬品については、文部科学省等からの通知により、保管・管理の徹底を図るとともに、取扱いに遺漏のないよう求められている。これまでも「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について」（令和5年3月16日付4初教課第46号文部科学省初等中等教育局教育課程課長・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知）において、学校に保管されている毒物、劇物等の化学物質に関して、一層の管理体制の点検・強化が示されている。特に、爆発物の原料となり得る化学物質11品目を含む毒物、劇物等の化学物質に関して管理強化を一層推進することが求められている。

今回の監査において、小中学校の薬品保管状況について確認を行ったところ、小坂中学校において、劇物に指定されている過酸化水素水及びアンモニア水が施錠設備のない冷蔵庫に保管されていた。また、下呂中学校においても過酸化水素水が施錠設備のない冷蔵庫に保管されていた。

施錠設備のある保管場所への保管と施錠を徹底されたい。

(各小中学校、教育総務課、学校教育課)

(2) 小中学校の備品の管理について

備品については、備品台帳に登載し、年1回、現物確認を実施しているが、金山小学校において、統合に際し菅田小学校、下原小学校、東第一小学校から引き継いだ備品を整理したものの、台帳に登載していなかったことから、現物確認も行っていなかった。これらは金山小学校の備品であり、確実に備品台帳に記載し現物と照合されたい。なお、引き継いだ備品は別途エクセルファイルにて管理表が保管されていた。

また、下呂中学校において、下原小学校から移管した複写機を備品台帳に登載してはいるが取得価額の記載がなかった。移管した備品については、移管元の備品台帳記載の取得価額をそのまま引き継ぐことになるが、記載項目に遺漏がないよう徹底されたい。

(各小中学校、教育総務課)

(3) 市民会館及び公民館の管理について

下呂市市民会館条例に基づく会館と下呂市公民館条例に基づく公民館が一体となっている建物が3つある。星雲会館、下呂市民会館、金山市民会館である。

使用の許可権者は、市民会館については市長、公民館については教育委員会である。これらの会館は室ごとに市民会館と公民館の区分があるが、使用許可申請書を確認すると、許可権者の記載が条例、規則と異なっているものや、許可権者の宛名がないものなどがあった。

条例、規則を踏まえ、様式等を整備され、的確な運用をされたい。

(地域振興課、下呂振興事務所、萩原振興事務所、金山振興事務所)

(4) 下呂市小坂山村開発センター管理規則について

下呂市小坂山村開発センター条例第5条で「センターの施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。」となっており、下呂市小坂山村開発センター管理規則において、小坂山村開発センター使用・減免許可申請書(様式第1号)、下呂市小坂山村開発センター使用不許可通知書(様式第2号)、下呂市小坂山村開発センター使用変更(取消)申請書(様式第3号)、下呂市小坂山村開発センター使用変更(取消)許可書(様式第4号)が定められている。

使用されている様式について確認したところ、許可権者が下呂市教育委員会となっていたことから、市長名に変更されたい。

(小坂振興事務所)

2 意見

(1) 小中学校における危機管理マニュアルの統一様式制定について

市内各小中学校では、独自の書式にて「危機管理マニュアル」を策定し、毎年度、一部改訂等して翌年度に引き継いでいる。内容を検討すると「事前の危機管理」「発生時(初動)の危機管理」「事後の危機管理」をしっかりと踏まえている「危機管理マニュアル」を作成している小中学校は少ない。教職員の人事異動もあることから、市内小中学校の「危機管理マニュアル」を統一様式にし、人員体制が変わる新年度から迅速に危機管理体制が執れるよう整備されたい。

なお、通学路の危険箇所等、各小中学校の実情に応じた事項も記載されたい。

(各小中学校、学校教育課)

(2) 小中学校におけるグラウンド遊具の点検について

今回、定期監査にて、小学校3校、中学校2校を監査したが、下呂中学校のグラウンドに設置してあるバスケットボールゴールが令和7年6月9日の業者点検にて全体の腐食からD判定(劣化している)となっていた。生徒の安全管理上、新品への交換等の措置を講じられたい。

(下呂中学校、教育総務課)

(3) 学校給食危機管理マニュアルについて

令和7年9月に給食の配送不備事案があったことから、今回の定期監査において、学校給食における危機管理マニュアルについて確認を行った。

異物混入への対応、食中毒への対応、食物アレルギー事故への対応については整備されていたが、今回の事案のような配送車の事故が発生した場合の対応や、台風等による給食中止の対応、荒天・降雪等による食材の納品・配送異常等が予想される場合の対応、施設及び設備に関わる事故の対応、調理員が急な休暇等で作業実施困難となった場合の対応、献

立変更が必要となった場合の対応など、それぞれの事故例を想定したフローチャートを作成して、事故発生時などに速やかな対応がとれるようにされたい。

(学校給食センター)

(4) 遺留金等の管理について

現在、遺留金等の管理対象となっている者は、死亡時において、生活保護受給者が10名、養護老人ホーム入所者が9名、墓地埋葬法による者が1名である。令和7年9月30日現在、現金計1,291,827円が歳入歳出外現金として保管されている。預金通帳、有価証券等は、下呂市福祉事務所長(福祉部長)が金庫にて保管している。

令和7年4月1日施行にて「下呂市生活保護受給者遺留金品取扱要綱」「下呂市老人ホーム入所者等の葬祭及び遺留金品取扱要綱」を定められ、今後、相続人探しなどが実施される。また、墓地埋葬法による者については、国、県の手引きを参考にして事務が進められる。

生活保護受給者関係は社会福祉課、養護老人ホーム関係は高齢福祉課、墓地埋葬法関係は健康課と所管が異なっているが、各課ともまずは引き続き遺留金等の管理を徹底されたい。特に、預金通帳、有価証券等は、管理台帳に記載するとともに、下呂市福祉事務所長(福祉部長)及び市民保健部長に確実に引き継ぎを行われたい。

(社会福祉課、高齢福祉課、健康課)